

岡山市障害者自立支援協議会 福祉サービス部会／岡山市障害福祉課 主催

岡山市障害者基幹相談支援センター 共催

「つなぐ・つながる支援の輪Vol.7」～強度行動障害者の現在地と未来予想図Ⅱ～

福岡市における強度行動障がいの取り組み

～か～む立ち上げの経緯とこれからの課題を中心に～



社会福祉法人 福岡市社会福祉事業団

障がい者地域生活・行動支援センターか～む 森口 哲也

2022/02/25

本日の話題提供

1. 強度行動障がいへの取り組みに至った経緯
～ いかにして官民協働が生まれたか！？ ～
2. 強度行動障がいに対する福岡市の取り組み
～ 福岡市独自の取り組みを紹介 ～
3. 地域全体で支えるための課題と解決の方向性
～ 地域の体制整備をどのように進めるか！？ ～

1. 強度行動障がいへの取り組みに至った経緯 ～ いかにして官民協働が生まれたか！？ ～

か～む設立までの取り組み経緯

行政

福岡市障がい者民間施設協議会
(民間関係団体)

2004(H16)

県の立ち入り調査

⇒入所施設職員の暴行事件

**行政を巻き込んだ勉強会の開催
職員部会による顔の見える関係作り**

2005(H17)

□ 利用者の親たちが市長に対して陳情書の提出

□ 市議会にて実態把握と早急な支援体制の整備
について質疑

**他事業所と連携した実践
の積み上げ！**

福岡市強度行動障がい者支援調査研究会 設置

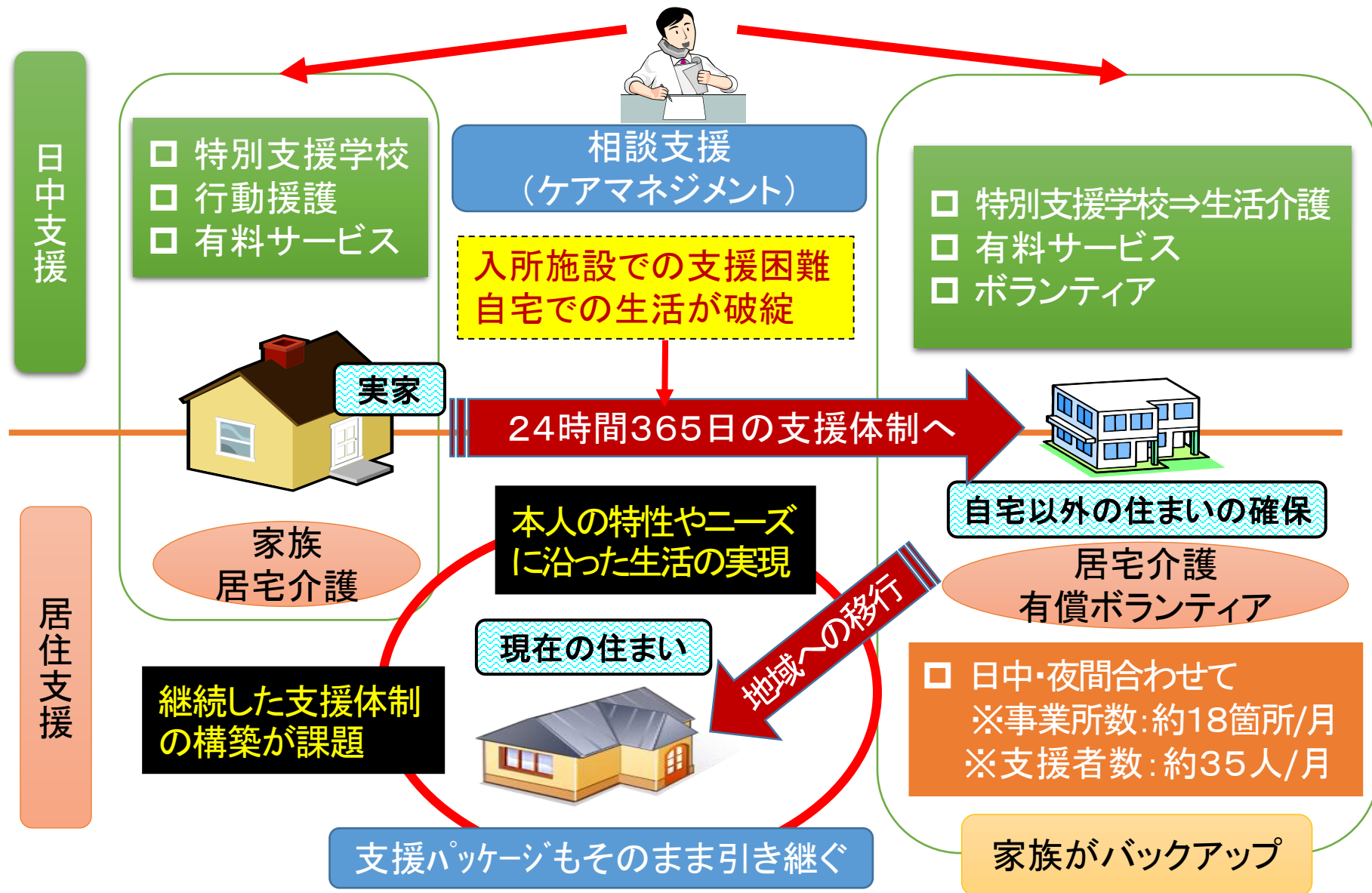
設置目的

平成16年に発生した県内の入所者虐待事件を契機として、強度行動障がい者を特定の施設で集中的に支援するのではなく、複数の施設等で広く支援するための支援の実施方法等の研究活動を行うことを目的として、平成18年5月、福岡市強度行動障がい者支援調査研究会を設置。

構成員

学識経験者2名、行政1名、福岡市社会福祉事業団1名、民間福祉福祉機関2名、
医師1名

他事業所と連携した実践の積み上げ(実践の一例)



福岡市における強度行動障がいへの 取り組みのきっかけ

【平成16年度】

- 福岡県内の入所施設職員による利用者への暴力行為等について、福岡県が立ち入り調査実施。

【平成17年度】

- 入所を利用していた親たちから福岡市長へ「知的障害者に対する支援について」陳情書の提出。

・強度行動障害者を受け入れる入所施設の整備

・自閉症者に対する専門性を有した人材育成機関の設置 他

- 市議会にて強度行動障がいの実態と入所更生施設等の早急な支援体制の整備について質疑

⇒民間団体とも連携を図りながら、早急に検討する旨。

【平成18年度】

- 福岡市強度行動障がい者支援調査研究会 設置

福岡市強度行動障がい者支援調査研究会の取り組み

年度	内 容
H18	- 福岡市強度行動障がい者支援調査研究会 発足 - 強度行動障がい者(児)実態調査(1回目) - 強度行動障がい者支援研修 実施
H21	- 強度行動障害者の短期入所及び日中一時支援事業 開始(福岡市社会福祉事業団) - 福岡市強度行動障がい者支援モデル事業(共同支援事業) 開始
H23	共同支援の対象者に行動援護を追加 (それまでは、短期入所、生活介護、日中一時支援のみ)
H24	強度行動障がい者(児)実態調査(2回目)
H25	「福岡市強度行動障がい者支援モデル事業」を「福岡市強度行動障がい者支援事業」に改め、強度行動障がい者支援研修に関することを同事業に組み込む - 福岡市強度行動障害者に関する今後の取り組みの検討 - 福岡市障がい者等地域生活支援協議会からの行動障がいのある障がい者支援に関する意見
H26	- 強度行動障がい者支援拠点に関する検討会設置 - 共同支援事業に児童も対象として追加 - 障がい者行動支援センターか～む開所に向けての準備
H27	強度行動障がい者集中支援モデル事業 開始(※H30年度から本格実施)
R1	強度行動障がい者(児)実態調査(3回目)

2. 強度行動障がいに対する福岡市の取り組み ～ 福岡市独自の取り組みを紹介 ～

福岡市強度行動障がい者支援事業

福岡市強度行動障がい者支援調査研究会

福岡市強度行動障がい者支援事業

【平成18年度～】

※H25年に当事業に組み込む

・強度行動障がい者支援研修事業

【平成21年度～】

・強度行動障がい者共同支援事業

【平成27年度～】

・強度行動障がい者集中支援モデル事業



障がい者行動支援センターか～む
平成27年5月1日から受入れ開始

行動障がい者支援研修事業の概要

1. 目的

- ・ 行動障がい児・者に関わる支援者が、行動障がいについての基礎知識及び専門知識・支援技術を学び、支援の視点を共有することで、福岡市全体の支援力向上を図る。

※ 行動問題のある当事者にご協力いただき、実践を通して学ぶ研修

2. 受講対象者（募集人数：20名） ※平成29年度

- ①福岡市発達障がい者支援センターの主催する研修（自閉症スペクトラム支援者養成研修実践トレーニングセミナー＆フォローアップ講座・支援者向け連続講座）の受講を終了された方
- ②都道府県等による強度行動障害支援者養成研修を修了された方
- ③市内の特別支援学校もしくは特別支援学級の教職員の方
- ④各区障がい者基幹相談支援センターのコーディネーター

3. 会場

- ・ 協力者の在籍する学校、生活介護などに日中活動の場

行動障がい者支援研修事業の概要

4. 講師

- ・ 学識経験者や経験豊富な市内外の民間法人等より招聘

5. 研修プログラム（2017年度）

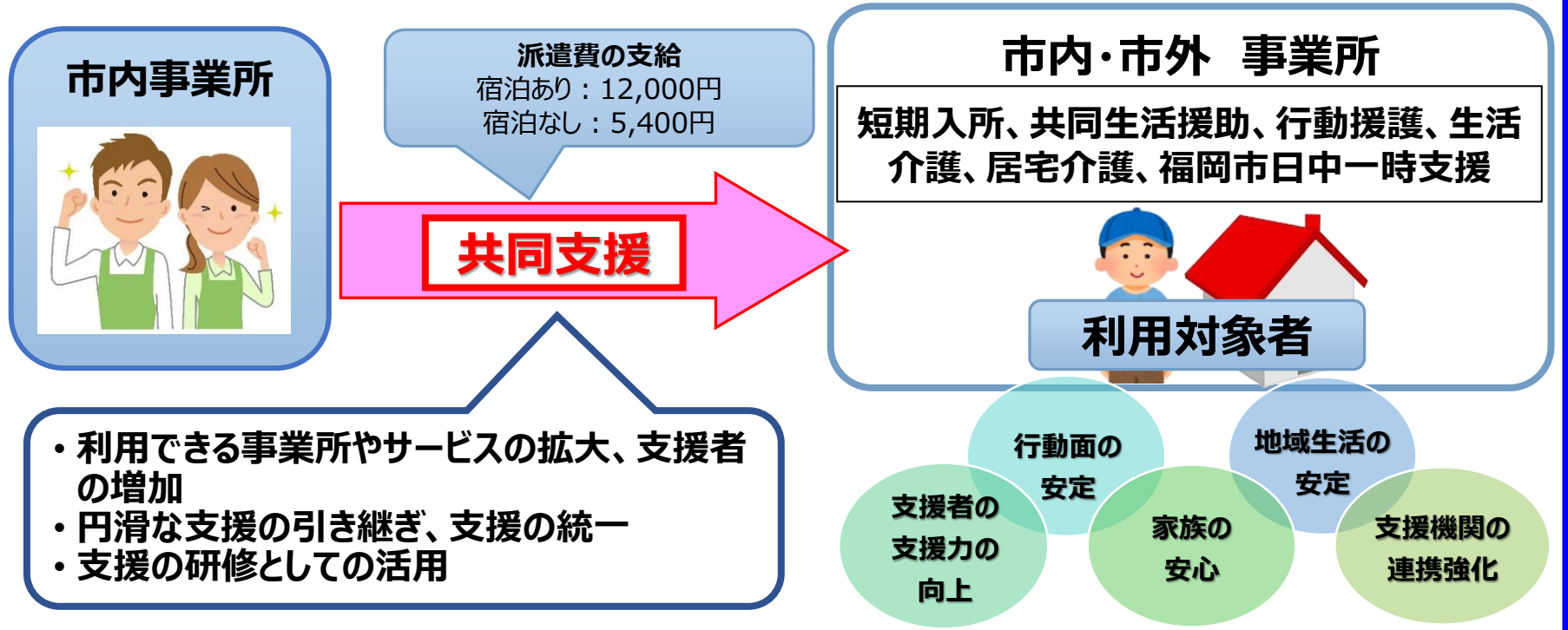
日程	内 容	
1日目	講義 グループワーク	・ 行動障がいの理解、背景にある障がいの特性理解と支援、記録・評価方法などを学ぶ講義 ・ 当事者にご協力いただく2日間の実習プログラムの作成。（活動・支援計画、支援ツールの作成など）
2日目 3日目	実習 グループワーク	行動の記録を取り、実習終了後、行動の評価、支援内容の振り返りと再構造化、支援のまとめなどを実施。
4日目	ミーティング	協力者アセスメント、支援計画立案、実習および再構造化、実習および振り返り、グループ報告
5日目	か～むでの 実習	※ 生活支援を通して、日中活動だけではなく、行動障がい者の生活全体を見る視点を学ぶ。
6日目	実践事例報告 事例検討	提出事例報告・検討及び講義
※4日目終了後、協力者の保護者、関係機関向けに報告会を実施。		

行動障がい者共同支援事業の概要

共同支援事業とは

事業の対象として認められる行動障がい者に対して、指定短期入所事業所、指定共同生活援助事業所、指定行動援護事業所、福岡市日中一時支援事業、**指定居宅介護事業、指定生活介護事業(※)**を行う事業所における支援を対象に、支援の引き継ぎや職員の研修として複数事業所の職員により、共同で支援を行う事業。共同支援として職員を派遣した障がい者関係施設・事業所に対しては、派遣費が支給される。（※平成30年度から拡充）

【共同支援の概要図】



共同支援事業のニーズと利用実績

利用 ニーズ	既に強度行動障がいのある利用者がいる事業所等	これから強度行動障がい者を受け入れる事業所等	事業所間で支援の共有化を図りたい、職員研修をしたいケース
内容	利用できる事業所やサービスを広げたい、対象者の支援ができる支援者を増やしたい時。	新しく強度行動障がい者を受け入れるにあたって、何らかの支援(円滑な引継ぎ等)があれば受け入れられそうな時。	複数サービスを利用しているが、支援の統一ができていない、また支援の研修として参加した時。

	支援対象者	派遣元 法人数	派遣元 事業所数	派遣職員	派遣先法人	派遣先 事業所
27年度	13	8	10	21	5	9
28年度	5	5	8	12	5	6
29年度	10	10	15	24	6	9
30年度	14	8	12	24	11	13
R1年度	13	6	11	19	7	9
R2年度	7	7	10	19	4	8
R3年度	12	9	12	21	10	13
計	74人	53法人	78カ所	140人	48法人	67カ所

障がい者地域生活・行動支援センター か～むの事業について

障がい者地域生活・
行動支援センターか～む

【H27年4月～】 共同生活援助／市委託事業

強度行動障がい者集中支援事業

【H30年2月～】 共同生活援助(自主事業)

移行型グループホーム事業

【H30年2月～】 短期入所／市委託事業

緊急対応受け入れ事業

職員体制

共同生活援助
(集中・移行型)

管理者:1名／所長:1名(サービス管理責任者)／生活支援員:10名／
夜勤支援員:1名(常勤換算)／世話人:1名(常勤換算)

緊急受け入れ

緊急対応コーディネーター:1名(※直接支援は生活支援員が対応)

強度行動障がい者集中支援事業について

定員：2名

利用期間
3か月

職員：利用者
1：1対応

集中支援事業とは

1. 集中的に支援を行い、問題とされる行動の軽減を図る
2. 個々の障がい特性に応じた支援のあり方を分析、検討し、実践する。
3. 個々の支援のあり方を福祉サービス事業所と共有することで、福祉サービスの利用機会の拡充を図る。



地域（他事業所）への移行を目指す！

か～むにおける集中支援～移行支援の流れ

①利用者選定

- ・ 基幹センターを通じて利用申し込み⇒**ニーズ等の聞き取り**。
- ・ 強度行動障がい者支援運営協議会幹事会にて諮問。⇒**利用者決定**。

②受入準備

約
1
ヶ月

- ・ 家族及び関係機関からの**詳細な聞き取り**。
- ・ GHの支給決定⇒基幹センター(計画相談)との連携⇒**契約**。
- ・ 入居準備⇒**環境設定**、受け入れ時の**支援プログラムの作成**。

③集中支援

約
3
ヶ月

- (P:計画)行動問題が起きる仮説に基づいた**個別支援計画の立案**。
- (D:実施)支援目標達成に向けた**チームで一貫した支援の実施**。
- (C:評価)実施した**支援の記録**に基づいた**支援目標達成の評価**。
- (A:改善)支援目標や内容を**再検討**。

④移行支援

- ・ か～む職員が受け入れ先の**事業所へ訪問**し一緒に支援する。
- ・ 受け入れ先事業所が**か～むへ来所**し、支援を引き継ぐ。

訪問支援による日中活動場面への移行（例） ～地域の生活介護事業所への引継ぎ～

◆か～む職員を受け入れ先の
事業所へ派遣。

◆今回の場合、計5日間職員を
派遣し、支援の引継ぎを実施。

引継
ぎ書

【食事・水分補給について】

- 基本的にお箸を使用して、自分で食べます。白ご飯は苦手ですが、ふりかけをかけるとだいたい食べます。
- まれに、メニューによっては、ほとんど食べないこともあります。それほど空腹感もないようです。
- 水分は、一日2ℓを目安に提供しています。ペットボトルなどに残っていると最後まで飲もうとしますので、見えるところには置かないようにしています。
- 食事中のお茶の要求は、コップを差し出します。1回程度のおかわりには応じますが、繰り返し要求がある際には、空のペットボトルを見せるなどして、「終わり」を伝えます。

【排泄】

- 尿意は、支援者に向かって、自分のズボンの前をとんとんとさわって伝えます。
- 排尿は自立していますが、衣服に引っかけてしまうこともあります。自分では気にしませんが、更衣を促す必要があります。
- 排便は、洋式トイレに座っています。清拭の介助が必要です。支援者が一緒にトイレに入るのをいやがりますので、正式を介助する前に、トイレから出てくる必要があります。また、便秘気味ですので、服薬の関係で、排便の確認が必要です。

【体温調整】

- エアコンを自分で操作したり、浴槽の湯の温度を自分で調整したりしますが、着衣の調整は、支援者で行う必要があります。

支援について

事前準備・場の設定

スケジュールは、食事やおやつなどの“楽しみ”までの半日程度の活動を写真カードで提示します。
散歩など活動の際は、行き先の写真カードなどを提示します。

作業は、1回につき、2～4課題を行います。課題にかかる時間や、難易度で調整します。
1回に行う分だけ、置いておきます。

完成させると、ご飯やおやつと交換できるパズルを置いています。1回の作業で1ピースをゲット。作業の回数に合わせたピース数になっています。2～3回がベスト。



	時間	活動	支援内容
☐		休憩	• 来所後は、とりあえず、ソファでゆっくり。
		休憩 ↓ 作業	• スケジュールの一番上の写真を取って、本人にお渡しします。 • すぐに、手に取っていただければ、作業に行く脈あり、受け取ってくれなければ、カードを戻して、引き上げます。 • 5～10分して、パズルやパズルのピースを見せながら、再び、お誘いしてみる。 • カードを受け取っていただけたら、しつこくならないよう、穏やかに作業を促してみます。
☐		作業	• 椅子に座ると、自分の好きな課題から手にとり、取りかかります。 • 課題は終わったら、自分でもとの3段ボックスに戻します。終わると、支援者に課題を渡そうとすることがあるかもしれませんが、そのときは、3段ボックスを指さして「そっち」と端的に指示を出します。 • 3段ボックスの課題を全てやり終えたら、パズルのピースを1つ渡します。
☐		作業 ↓ 休憩	• パズルのピースを貼り付けたら、スケジュールを指し示し、休憩であることを伝えます。カードを取って、本人にお渡ししてもOK。 • 休憩の間に、完成した課題を片付け、次の作業課題を、3段ボックスに準備します。あまり早く、準備すると、すぐに作業に移ろうとすることもありますので、時間調整が必要な場合には、時間をおいて、準備します。
☐			※上記のような感じで、作業と休憩をパズルが完成するまで繰り返します。

訪問支援による夜間・生活場面の移行（例） ～地域のグループホーム事業所への引継ぎ～

◆か～む職員を受け入れ先事業所へ派遣。

◆今回の場合、計3日間、職員が一緒に宿泊して、支援の引継ぎを実施。

引継ぎ書

環境設定

活動	考えられる行動	対応
事前準備	写真スケジュールの準備をお願いします 【順番】 机の写真（夕食）→お風呂→歯磨き→寝る	
食	・待ちきれずに部屋から出てくる。 ・「ふぉー」と発声して職員を呼ぶ	・食事を待ちきれないようでしたら、「今、作っているから、椅子に座って待ってね」と声をかけてください。
あいびい帰宅 ～18時30分	【食事中の支援】 ・食事行為はほぼ自立しています。 ・大体、10分以内に完食します。 ・食後、服薬（朝食・夕食）があります。	
入浴	・待ちきれずに部屋から出てくる。 ・「ふぉー」と発声して職員を呼ぶ。	・お風呂が待ちきれないようでしたら、「今、お風呂入れているから、お部屋で待ってね」と声をかけてください。
18時40分～ 19時15分	【着替えの準備】 ①ご本人が準備している場合 →中身を確認（下着、パンツがあるか）してください。選んだ服がパジャマでなくても良いです（変更がききにくいです）。 ②ご本人が準備していない場合 →職員さんの方で準備をお願いします。	
就寝までの自由時間	【入浴中の支援】 ・10～20分程度、湯船に浸かります。 ・自分で出てきます。	
19時15分～ 20時	・待ちきれずに部屋から出てくる。 ・「ふぉー」と発声して職員を呼ぶ	食事をする机上にコミュニケーションボードがありますので、それを見せて「何かな？」と聞いてあげてください。ご本人が指を指します（お茶が多いです）。
就寝	【就寝前の支援】 ・就寝前の服薬がありますので、飲ませてください。	



来所による実地研修（例）

①基礎研修

- ① 行動障がいに対する支援の基本的な考え方と障がい特性の理解
- ② 行動の意味を理解する／記録の取り方
- ③ 競合バイパスについて
- ④ QOLの向上について
- ⑤ 事例検討

標準的な支援の座学

②共同支援

- ① 手順書をベースにか～む職員の支援を直接観察する。
- ② か～む職員と一緒に研修生が部分的な支援を実施する。
- ③ か～む職員と一緒に研修生がすべての支援を実施する。

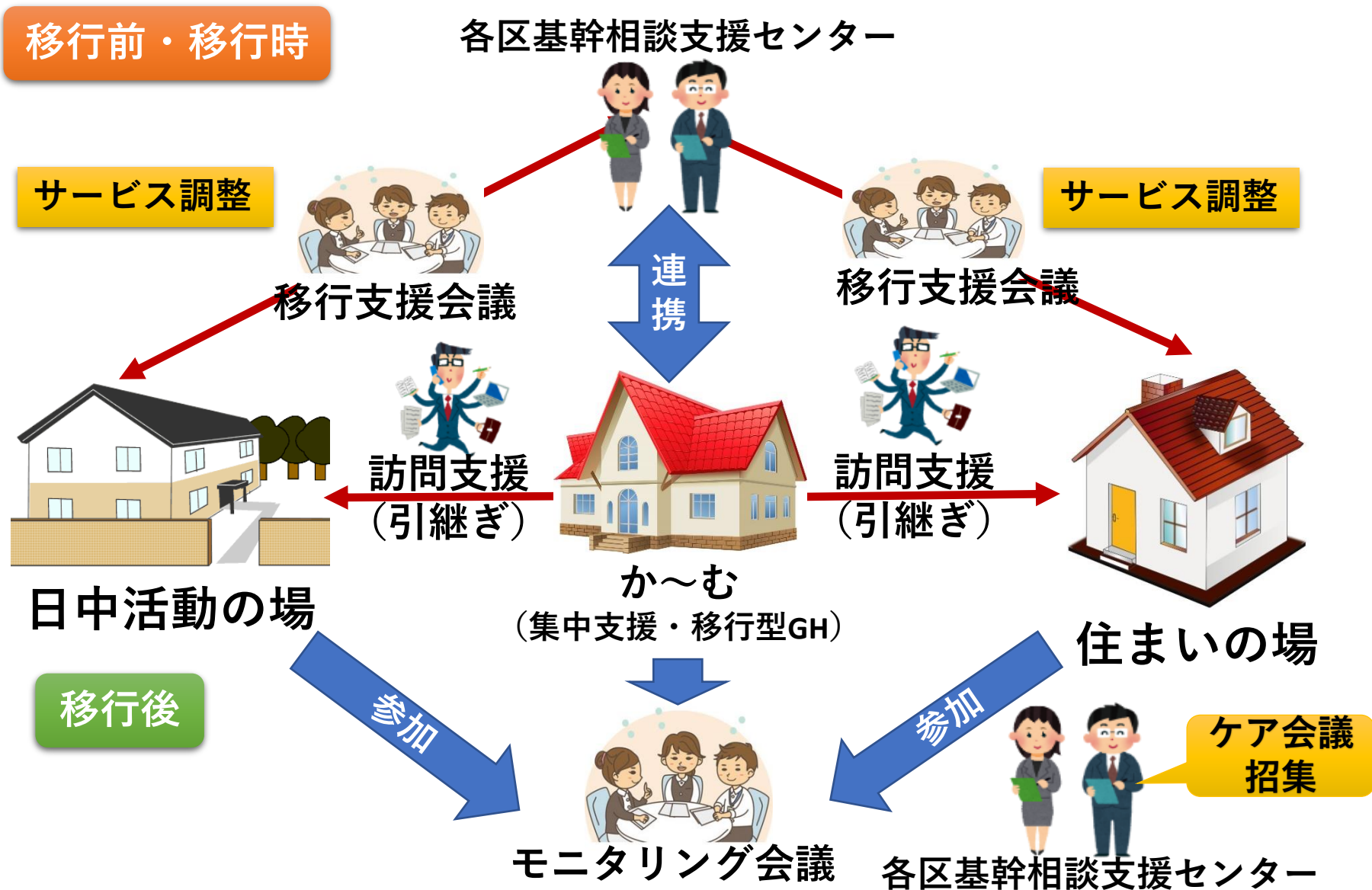
③単独支援

- ① 研修生のみですべての支援を実施する。
- ② 対応等に困った時は、か～む職員がヘルプする

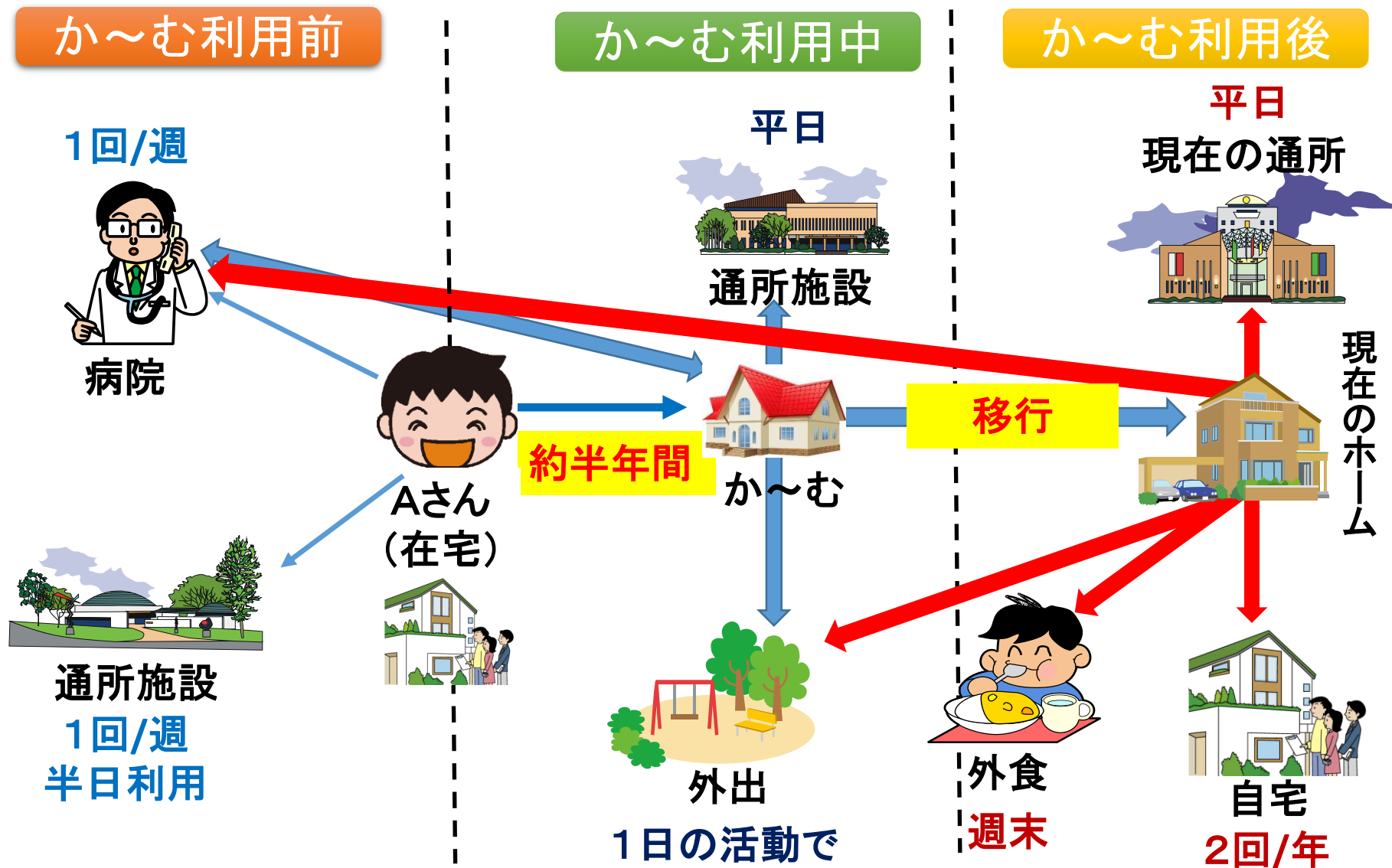
支援終了後は
フィードバックを実施

事業所での環境設定や支援プログラム等、事前の受け入れ準備に活かす！

か～むからの移行支援について

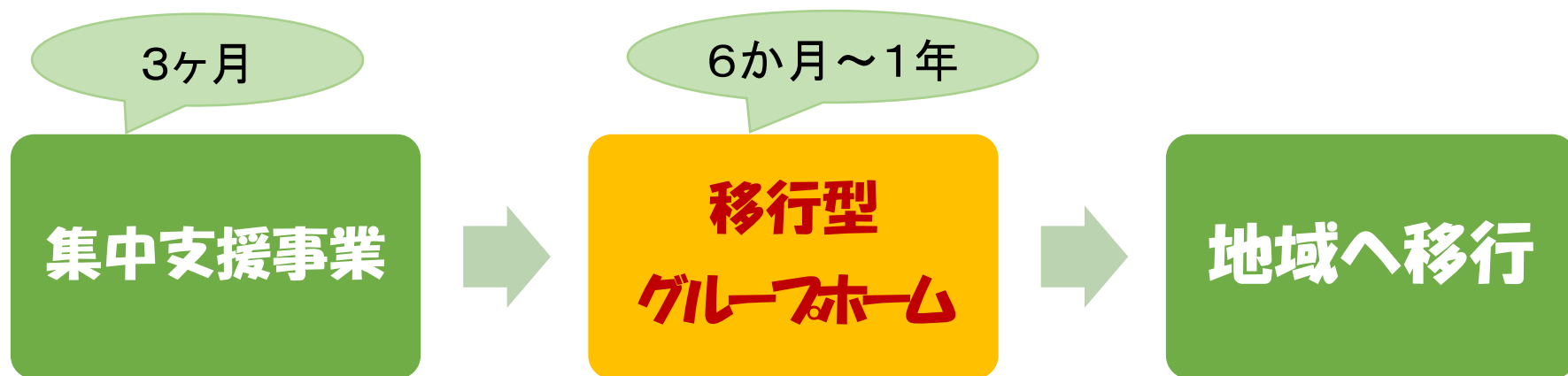


集中支援利用～移行後のイメージ例



移行型グループホーム事業について

- 集中支援事業の対象期間が終了しても、地域への移行が進まなかったときに利用となる事業。
- 集中支援事業での取り組みをベースに、継続した支援を行うことで、利用者のさらなる安定を図る。
- 6か月～1年程度を目途に、地域の事業所への完全移行を目指す。



緊急受け入れ事業について (地域生活支援拠点等整備事業)

- 介護者の急病や事故、入院等、**やむを得ない事象が起こった時**に、利用者を緊急一時保護する事業。
- 利用に当たっては、**事前登録**を推奨。
- **当日～翌々日の間の利用申し込み**に限り受付を行い、**最長1週間**まで受け入れる。
- 利用申し込みは、各区障がい者基幹相談支援センターが担う。
- 各区障がい者基幹相談支援センターは、普段から利用している短期入所事業所を中心に調整を行い、**受け入れ先の確保が難しかった場合**に、か～む・緊急一時事業の利用調整を行う。

「緊急時の受け入れ・対応」機能を担う事業所に必要な機能

＜緊急時の受け入れ＞とは

介護者の急病等やむを得ない理由により、受け入れを行う日の前々日以降に受け入れ要請があった場合とし、受け入れ期間は最長で1週間とする。

共通機能

(対象者に関わらず必要な機能)

- 短期入所の空床確保
 - ・ 緊急対応用として2床／事業所確保
- 緊急対応コーディネーター配置
 - ・ 24時間対応
 - ・ 事業所内・外との受け入れ調整
 - ・ 退所後の支援
 - ・ 対象者事前登録の調整
 - ・ 地域生活支援拠点等事業所との連携

受け入れ対象別に必要な機能

① 重度身体障 がい者（医 療的ケア含 む）	➤ 緊急対応コーディネーターは医療職 ➤ 常勤の看護師を1名以上配置 ➤ 医療的ケアは、たんの吸引、経管栄養等福祉型短期入所に対応可能なものに限る。
② 強度行動障 がい	➤ 緊急対応コーディネーターは相談支援専門員 ➤ 行動援護支給決定者（原則）を受け入れ ➤ 常勤の強度行動障害支援者養成研修受講者を1名以上配置 ➤ 入所施設またはグループホームに併設
③ 虐待・その 他の緊急対 応	➤ 緊急対応コーディネーターは相談支援専門員 ➤ ①及び②の対象者以外を受け入れ ➤ 入所施設またはグループホームに併設

※ 上記の必須機能のほか、人員確保や事業所の安定的運営のため事業者の判断により、相談支援センターや日中活動系の事業所を併設し、事業所の安定的運営に努めることとする。

3. 地域全体で支えるための課題と解決の方向性 ～ 地域の体制整備をどのように進めるか！？ ～

集中支援から移行支援～そして地域生活に向けて～

①研修の実施

自宅では対応
が困難!?

サービスに繋が
らない!?

実家

関わる人や
サービスが限定的!?

②共同支援の活用

入所施設・宿泊型自立訓練



通所施設

通所施設の確定
(日中活動の支援の人と場)

3～6か月間

③集中支援

応用行動分析の専門家を
中心とした支援チーム

行動支援センター
+ 地域生活支援センター

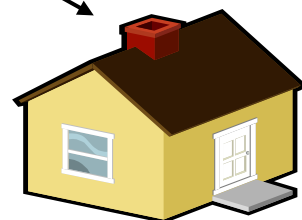


病院

④地域の 受け皿作り

1～1.5年間

中間の
グループホーム



一般の
グループホーム

正式入居

※24時間、一貫した支援プログラム

地域全体で支援することを目指す！

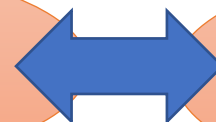
福岡市強度行動障がい者支援事業の効果と課題

	市研修	共同支援	集中支援
効 果	標準的な支援を学ぶ支援者が確実に増加	特定の利用者に対する効果◎	必要な環境設定や支援方法などが確立される
課 題	・学んだことが職場で活かされているか不明 ・受講者の継続したフォローアップ体制作り ・研修を担える人事育成	・利用実績のある事業所に偏りがち ・新規対象者は少ない ・他利用者へ汎化しているか不明	・移行に時間がかかる ・受け入れ先事業者が少ない(空きがない) ・予防的支援の必要性
今後の取り組み目標	・事業所のリーダー職員の育成(OJT強化) ・学び続ける仕掛け作り(定期的な事例検討等)	相談支援専門員やサビ児管への周知	・特にGH等の居住サービスの整備 ・既存サービスの弾力的運用の検討

支援力向上
(事業所単位)



ネットワーク
構築



社会資源の
開発改善

足並みを揃えて支援するチーム作りのために

①強力なリーダーシップ

権限のある、もしくは権限を委譲されたマネージャーが必要！？

②モデル事例の支援・検討からのスタート

有効な支援を徹底して実践し成果を生む出す、成功体験が必要

③チーム全体で学ぶ

定期的、継続的なケース会議の実施。PDCAサイクルの徹底。

④実績ある外部の人材・組織の承認を得る

根拠ある支援の確認。客観的な立場の意見を生かす視点。

福岡市における行動障がいに関する各種研修の概要

※2019年度

研修名	概要	対象者	頻度	実施主体
1.障がい者 行動支援研修	行動問題についての基礎知識及び専門知識・支援技術を学び、支援の視点を共有することで、福岡市全体の支援力向上を図る。	福祉施設職員 学校教員 (定員:全日程 16名・講義のみ 60名)	6日間 (終日)	福岡市 (福岡市強度行動障がい者支援調査研究会)
2.応用行動分析学 (ABA)研究会	応用行動分析学の支援技法を演習形式で学ぶ。	福祉施設職員 学校教員 (定員:30名)	6回 2h/回	任意団体
3.SV養成研究会	各現場において効果的な支援を拡げるスーパーバイズの役割として必須となる技法を学ぶ。	ABA研究会 受講済み (定員:30名)	6回 2h/回	任意団体
4.自閉症スペクトラム 支援者養成研修	自閉症スペクトラムの特性についての理解を含めるとともに、支援における知識と実践のあり方を学ぶ。	福岡市内の学校 や事業所で自閉症スペクトラム児者への支援に携わっている支援者	講義 実践 フォロー 5.5日	福岡市 (福岡市発達障がい者支援センター)
5.事例検討会	実践事例を通じて意見交換を行い、事例提供者や参加者が新たな気づきを得ることで成長を促す。	民間協 加盟団体職員	1回 1.5h/回	(一社)福岡市民間障がい施設協議会 行動障がい部会

強度行動障がいに対するネットワークの状況

福岡市強度行動障がい者 支援調査研究会

- ・強行施策の中核的役割
- ・支援実施方法等の研究活動



行政機関
民間事業所
当事者団体等の
関係機関の参画



福岡市障がい者等地域 生活支援協議会

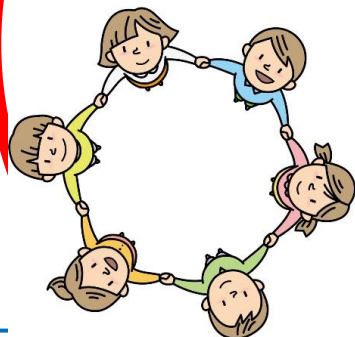
- ・強行に関する課題整理
- ・行政との連携強化

協働 連携

他事業所と連携した
実践の積み上げ！

福岡市民間障がい 施設協議会

他事業所職員との
ネットワーク作りの場

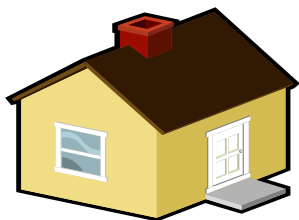


強度行動障がいのタイプと、か～むからの移行先イメージ(案)

6～12か月間

か～む
(集中・移行)

集団適応が良いタイプ



移行支援

モニタリング

環境設定や支援方法の整理

移行支援

モニタリング

徹底した個別支援が
必要なタイプ



障がい特性や行動特性に配慮が必要なものの、既存のGHをベースに適切な支援が、一時的もしくは継続的にあれば対応可能な群。

【利用者像②】

集団適応力: 高

民間性: 高

既存の事業所に補助することで対応可

移行支援

モニタリング

単身等での個別支援が
可能なタイプ



支給決定等の弾力的な運用で対応可

障がい特性や行動特性の困難性が非常に高く、通常の障がい福祉サービスでは対応が難しいが、徹底した環境設定と個別支援で対応できる可能性がある群。

【利用者像①】

集団適応力: 低

公共性: 高

新設することで
対応可

まとめ 課題解決の方向性(あくまで私見)

【①受け入れ枠の課題について】

- 新規立ち上げも含めて、グループホームの受け入れ枠を増やすためには、事業としての運営モデルが必要か！？
⇒環境の確保及び設定・人員配置等／制度として整えていく必要性

【②支援力の課題について】

- 支援現場で有効な支援方法が理解されるためには・・・
⇒OJTが前提／外部研修への参加やコンサルの活用
- 支援現場で有効な支援を着実に実行し続けるためには・・・
⇒リーダーによる支援マネジメントの徹底／法人理念等とも関係！？

【③予防的支援の課題について】

- 就学前から学齢期にかけて切れ目のない支援体制の継続
⇒学齢期も引き続き子育てを一緒に考える・・・相談支援の役割か！？